

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 文 書 局
電 話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

令和3年3月5日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第13号

公衆浴場法施行細則等の一部を改正する規則
(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第1条 公衆浴場法施行細則(昭和23年北海道規則第118号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式注2の事項を次のように改める。

- 2 公衆浴場法第2条第1項の許可を受けて浴場業を営む者から当該浴場業を譲り受けた場合において、契約書の写しその他の当該浴場業を譲り受けたことを証する書面を添付するときは、2の事項から11の事項までのうち変更がない事項について、その記載及び書類の添付を省略することができる。

別記第2号様式注1の事項中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。
(旅館業法施行細則の一部改正)

第2条 旅館業法施行細則(昭和23年北海道規則第123号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「図面を」を「図面(下宿営業の許可の申請の場合にあっては、第1号から第3号までに掲げる図面)を」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けた場合において、契約書の写しその他の当該旅館業を譲り受けたことを証する書面を添付するときは、第1号に掲げる図面を除き、変更がない図面の添付を省略することができる。

別記第1号様式注に次の1事項を加える。

- 3 旅館業法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けた場合において、契約書の写しその他の当該旅館業を譲り受けたことを証する書面を添付するときは、2の事項から4の事項までのうち変更がない事項について、その記載及び書類の添付を省略することができる。

別記第3号様式注1の事項中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。
(食品衛生法施行細則の一部改正)

第3条 食品衛生法施行細則(昭和24年北海道規則第5号)の一部を次のように改正する。

別記様式第10号末尾欄外備考中4の事項を削り、3の事項を4の事項とし、2の事項を3の事項とし、1の事項の次に次の1事項を加える。

- 2 「営業設備の概要」欄は、新規許可の場合に記載すること。ただし、食品衛生法第52条第1項の許可を受けて営業を営む者から当該営業を譲り受けた場合(以下「営

目次

規 則	ページ
○公衆浴場法施行細則等の一部を改正する規則.....(食品衛生課)	17
○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則.....(水産経営課)	19
告 示	
○土地改良区の役員の住所変更の届出.....(農業施設管理課)	19
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可(農業施設管理課)	19
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....(治山課)	20
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....(治山課)	21
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....(治山課)	21
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....(治山課)	21
○森林法による通知に代える公示.....(治山課)	21
○道路の供用の開始.....(維持管理防災課)	21
○土砂災害警戒区域の指定.....(維持管理防災課)	22
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....(維持管理防災課)	22
道立衛生研究所告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	24
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	24
○特定調達契約に係る入札の公告(2件).....	25
○特定調達契約に係る落札者等の公示(2件).....	28
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	29
○特定調達契約に係る入札の公告.....	29
○特定調達契約に係る資格に関する公示の一部改正.....	31
道選挙管理委員会公表	
○政治団体の収支報告書の要旨の公表.....	31

規 則

公衆浴場法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

業を譲り受けた場合」という。)において、契約書の写しその他の当該営業を譲り受けたことを証する書面を添付するときは、当該欄のうち変更がない事項について、その記載及び書類の添付を省略することができる。

別記様式第10号末尾欄外備考5の事項中「欄は」の次に「、営業を譲り受けた場合にあっては当該営業の許可の番号及びその年月日を」を加え、「のみ」を「にあっては」に改める。

別記様式第13号の2末尾欄外備考1の事項中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

(食品の製造販売行商等衛生条例施行規則の一部改正)

第4条 食品の製造販売行商等衛生条例施行規則(昭和29年北海道規則第122号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式末尾欄外備考2の事項中「更新登録の場合は必要ないこと」を「新規登録の場合に添付すること。ただし、食品の製造販売行商等衛生条例第4条第1項の登録を受けて営業を営む者から当該営業を譲り受けた場合(以下「営業を譲り受けた場合」という。)において、契約書の写しその他の当該営業を譲り受けたことを証する書面を添付するときは、配置図に変更がないときに限り、その添付を省略することができる」に改め、同備考3の事項中「欄は」の次に「、営業を譲り受けた場合にあっては当該営業の登録の番号及びその年月日を」を加え、「のみ」を「にあっては」に改める。

別記第3号様式末尾欄外備考2の事項を次のように改める。

2 「施設の概要」欄は、次によること。

- (1) 更新許可の場合を除き、営業用建築物の平面図、設備器具の調書及び配置図を添付すること。
- (2) 水道水以外の水を使用する場合は、化学及び細菌検査成績書を提示すること。
- (3) 食品の製造販売行商等衛生条例第5条第1項の許可を受けて営業を営む者から当該営業を譲り受けた場合(以下「営業を譲り受けた場合」という。)において、契約書の写しその他の当該営業を譲り受けたことを証する書面を添付するときは、「施設の概要」欄のうち変更がない事項について、その記載及び書類の添付を省略することができる。

別記第3号様式末尾欄外備考3の事項中「欄は」の次に「、営業を譲り受けた場合にあっては当該営業の許可の番号及びその年月日を」を加え、「のみ」を「にあっては」に改める。

別記第4号様式備考1の事項中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。
(かきの処理等に関する衛生条例施行規則の一部改正)

第5条 かきの処理等に関する衛生条例施行規則(昭和37年北海道規則第125号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式末尾欄外備考2の事項を次のように改める。

2 「施設の概要」欄は、次によること。

- (1) 更新許可の場合を除き、営業用建物の平面図、設備器具の調書及びその配置図を添付すること。
- (2) 水道水以外の水(海水を除く。)を使用する場合は化学及び細菌検査成績書を、海水を使用する場合は大腸菌群最確数検査成績書を提示すること。
- (3) かきの処理等に関する衛生条例第5条第1項の許可を受けている処理場を譲り受けた場合(以下「処理場を譲り受けた場合」という。)において、契約書の写しその他の当該処理場を譲り受けたことを証する書面を添付するときは、「施設の概要」欄のうち変更がない事項について、その記載及び書類の添付を省略することができる。

別記第1号様式末尾欄外備考3の事項中「欄は」の次に「、処理場を譲り受けた場合にあっては当該処理場の許可の番号及びその年月日を」を加え、「のみ」を「にあっては」に改める。

別記第2号様式備考1の事項中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。
(興行場法施行細則の一部改正)

第6条 興行場法施行細則(昭和59年北海道規則第102号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「場合は、各階平面図」を「場合(契約書の写しその他の当該興行場の譲受け又は借受けを証する書面の写しを添付するときに限る。)」は、前号に掲げる図面及び書類のうち変更のあった図面及び書類」に改める。

第6条の2第2項第1号中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

別記第4号様式注1の事項中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。
(理容師法施行細則の一部改正)

第7条 理容師法施行細則(昭和59年北海道規則第114号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式添付書類の事項の次に次のように加える。

注 理容師法第11条第1項の規定による届出をした理容所の開設者から当該理容所に係る営業を譲り受けた場合において、契約書の写しその他の当該営業を譲り受けたことを証する書面を添付するときは、3の事項から7の事項まで及び9の事項並びに添付書類2の事項から5の事項までのうち変更がない事項について、その記載及び書類の

添付を省略することができる。

別記第3号様式注1の事項中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。
(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第8条 クリーニング業法施行細則（昭和59年北海道規則第115号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式添付書類の事項の次に次のように加える。

注 クリーニング業法第5条第1項の規定による届出をしたクリーニング所の業者から当該クリーニング所に係る営業を譲り受けた場合において、契約書の写しその他の当該営業を譲り受けたことを証する書面を添付するときは、4の事項及び6の事項から9の事項まで並びに添付書類2の事項及び3の事項のうち変更がない事項について、その記載及び書類の添付を省略することができる。

別記第1号様式の2添付書類の事項の次に次のように加える。

注 クリーニング業法第5条第2項の規定による届出をしたクリーニング所の業者から当該クリーニング所に係る営業を譲り受けた場合において、契約書の写しその他の当該営業を譲り受けたことを証する書面を添付するときは、3の事項及び5の事項から8の事項まで並びに添付書類2の事項及び3の事項のうち変更がない事項について、その記載及び書類の添付を省略することができる。

別記第2号様式の2添付書類1の事項中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

(美容師法施行細則の一部改正)

第9条 美容師法施行細則（昭和59年北海道規則第116号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式添付書類の事項の次に次のように加える。

注 美容師法第11条第1項の規定による届出をした美容所の開設者から当該美容所に係る営業を譲り受けた場合において、契約書の写しその他の当該営業を譲り受けたことを証する書面を添付するときは、3の事項から7の事項まで及び9の事項並びに添付書類2の事項から5の事項までのうち変更がない事項について、その記載及び書類の添付を省略することができる。

別記第3号様式注1の事項中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に

かかわらず、当分の間、使用することを妨げない。

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月5日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第14号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「年0.70パーセント」を「年0.80パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、令和2年12月18日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

告 示

北海道告示第162号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項後段の規定により、苫前土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があった。

令和3年3月5日

北海道知事 鈴木直道

理事・監事の別氏	名	住	所
	変	更	前
理	事	後	藤
		博	苫前郡苫前町字古丹別176番地の3川添団地トマト棟201号
			苫前郡苫前町字古丹別177番地の88

北海道告示第163号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の変更を認可した。

令和3年3月5日

北海道知事 鈴木直道

土地改良区名	土地改良施設名	管	理	規	程	の	概	要
てしおがわ土地改良区	忠烈布ダム	維	持	、	操	作	そ	他
同	西風連ダム	同						

維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

同 丸 三 ダ ム 同
 同 ポ ン の 沢 ダ ム 同
 同 中 の 沢 ダ ム 同
 同 武 徳 ダ ム 同
 同 甲 子 ダ ム 同
 同 川 南 ダ ム 同
 同 温 根 別 ダ ム 同
 同 北 線 ダ ム 同
 同 北 静 川 ダ ム 同
 同 仲 線 ダ ム 同
 同 桜 岡 ダ ム 同
 同 中 和 ダ ム 同
 同 南 丘 ダ ム 同
 同 西 和 ダ ム 同
 同 風連別川29線頭首工 同
 同 風連別川補助線頭首工 同
 同 風 連 20 線 堰 堤 同
 同 上 名 寄 頭 首 工 同
 同 23 線 頭 首 工 同
 同 天 塩 川 第 1 頭 首 工 同
 同 天 塩 川 第 2 頭 首 工 同
 同 名 寄 幹 線 頭 首 工 同
 同 下 士 別 頭 首 工 同
 同 南 士 別 頭 首 工 同
 同 士 別 川 頭 首 工 同
 同 武 徳 頭 首 工 同
 同 東 士 別 頭 首 工 同
 同 北 線 第 1 頭 首 工 同
 同 甲 子 第 1 頭 首 工 同
 同 甲 子 第 2 頭 首 工 同
 同 林 内 頭 首 工 同
 同 左 の 沢 頭 首 工 同
 同 ま す の 沢 頭 首 工 同
 同 吉 野 頭 首 工 同
 同 館 野 頭 首 工 同

同 川 南 第 3 頭 首 工 同
 同 共 陸 4 号 頭 首 工 同
 同 成 美 第 1 頭 首 工 同
 同 成 美 第 3 頭 首 工 同
 同 共 栄 頭 首 工 同
 同 剣 士 頭 首 工 同
 同 北 静 川 下 流 頭 首 工 同
 同 北 7 線 頭 首 工 同
 同 仲 線 上 流 頭 首 工 同
 同 仲 線 下 流 頭 首 工 同
 同 南 17 線 頭 首 工 同
 同 南 12 線 頭 首 工 同
 同 南 10 線 頭 首 工 同
 同 東 道 頭 首 工 同
 同 南 8 線 川 頭 首 工 同
 同 剣 和 頭 首 工 同
 同 三 笠 頭 首 工 同
 同 西 和 第 1 頭 首 工 同
 同 西 和 第 2 頭 首 工 同
 同 菊 野 頭 首 工 同
 同 東 丘 頭 首 工 同
 同 弥 生 頭 首 工 同
 同 忠 烈 布 川 第 4 頭 首 工 同

北海道告示第164号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和3年3月5日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 石狩市厚田区別狩174の4・270・288の1・289の2・289の3・534の3・534の6（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、277の3、287
- 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道石狩振興局産業振興部林務課及び石狩市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

北海道告示第165号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和3年3月5日

北海道知事 鈴木直道

- 1 解除予定保安林の所在場所 野付郡別海町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
〔「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

北海道告示第166号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和3年3月5日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 帯広市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝総合振

興局産業振興部林務課及び帯広市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

北海道告示第167号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年3月5日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 野付郡別海町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局産業振興部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

北海道告示第168号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を森町役場の掲示場に掲示した。

令和3年3月5日

北海道知事 鈴木直道

- 1 通知の内容 令和3年北海道告示第34号
- 2 所在が不明な者 池田 淳二、谷口 孝、池田 リツ子、高瀬 常文、阿部 均、藤木 與吉、吉田 俊明、山口 由美子、白川 桂子、山本 修三、梅津 仁、朝倉 松雄

北海道告示第169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

北海道知事 鈴木直道
路線名 供用開始の区間 供用開始の期日
道道 札友内弟子屈停車場線 川上郡弟子屈町美里4丁目142番20地先から 令和3.3.5
同郡弟子屈町美里1丁目539番1地先まで

北海道告示第170号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年3月5日

北海道知事 鈴木直道

- 1 土砂災害警戒区域の箇所番号
桂町（〈3〉-7-211-211-0001）
- 2 土砂災害警戒区域の表示
網走市桂町（次の図のとおり）
- 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り

（「次の図」は省略し、その図面を北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第171号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和3年3月5日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
網走台町2丁目（Ⅰ-7-17-2511）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
網走市台町2丁目、港町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

網走豊郷（Ⅰ-7-42-2536）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
網走市字八坂（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
網走鱒浦12（Ⅱ-7-32-1879）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
網走市字鱒浦（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
網走鱒浦13（Ⅱ-7-33-1880）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
網走市字鱒浦（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
網走鱒浦14（Ⅱ-7-34-1881）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
網走市字鱒浦（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
網走駒場3（Ⅲ-7-8-644）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
網走市駒場、港町、駒場北3丁目、駒場北4丁目（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
網走駒場4 (Ⅲ-7-9-645)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
網走市駒場 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
網走駒場5 (Ⅲ-7-10-646)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
網走市駒場、つくしヶ丘1丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
網走鱒浦18 (Ⅲ-7-11-647)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
網走市駒場、字鱒浦 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
網走鱒浦19 (Ⅲ-7-12-648)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
網走市字鱒浦 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
- 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
網走鱒浦20 (Ⅲ-7-13-649)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
網走市字鱒浦 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
網走鱒浦21 (Ⅲ-7-14-650)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
網走市字鱒浦 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
網走鱒浦22 (Ⅲ-7-15-651)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
網走市字鱒浦 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
網走鱒浦23 (Ⅲ-7-16-652)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
網走市字潮見、字鱒浦、字豊郷 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
車止内5号沢 (Ⅱ-71-0200)

<p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市錦町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）</p>																
<p>道立衛生研究所告示</p>																	
<p>16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 錦町1号沢（Ⅱ-71-0220）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市錦町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走台町3丁目-1（Ⅰ-7-24-2518-1）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市台町3丁目、港町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走駒場3-1（Ⅲ-7-8-644-1）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市駒場、駒場北2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走駒場3-2（Ⅲ-7-8-644-2）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市駒場、駒場北2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>	<p>北海道立衛生研究所告示第11号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和3年3月5日</p> <p style="text-align: right;">北海道立衛生研究所長 竹内 徳 男</p> <p>1 落札に係る物品等の名称及び数量 北海道立衛生研究所ほかで使用する電力</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>(1) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価）</td> <td style="text-align: right;">730kW</td> </tr> <tr> <td>(2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価）</td> <td style="text-align: right;">3,193,600kWh</td> </tr> </table> <p>2 落札を決定した日 令和3年1月28日</p> <p>3 落札者の氏名及び住所</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>(1) 氏 名</td> <td>株式会社ホープ</td> </tr> <tr> <td>(2) 住 所</td> <td>福岡県福岡市中央区薬院1-14-5 MG薬院ビル</td> </tr> </table> <p>4 落札金額</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>(1) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価）</td> <td style="text-align: right;">650円</td> </tr> <tr> <td>(2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価）</td> <td style="text-align: right;">16.55円</td> </tr> </table> <p>5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>6 一般競争入札の公告 令和2年12月15日付け北海道立衛生研究所告示第35号</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>(1) 名 称</td> <td>北海道立衛生研究所企画総務部総務グループ</td> </tr> <tr> <td>(2) 所在地</td> <td>札幌市北区北19条西12丁目</td> </tr> </table>	(1) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価）	730kW	(2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価）	3,193,600kWh	(1) 氏 名	株式会社ホープ	(2) 住 所	福岡県福岡市中央区薬院1-14-5 MG薬院ビル	(1) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価）	650円	(2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価）	16.55円	(1) 名 称	北海道立衛生研究所企画総務部総務グループ	(2) 所在地	札幌市北区北19条西12丁目
(1) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価）	730kW																
(2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価）	3,193,600kWh																
(1) 氏 名	株式会社ホープ																
(2) 住 所	福岡県福岡市中央区薬院1-14-5 MG薬院ビル																
(1) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価）	650円																
(2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価）	16.55円																
(1) 名 称	北海道立衛生研究所企画総務部総務グループ																
(2) 所在地	札幌市北区北19条西12丁目																
<p>道教育庁教育局告示</p>																	
<p>北海道教育庁空知教育局告示第18号</p>																	

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年3月5日

北海道教育庁空知教育局長 藤村 誠

1 資格及び調達をする特定役務の種類

令和2年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第4号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約 令和3年3月5日に一般競争入札の公告を行う道立特別支援学校スクールバス運行契約

(2) 資格 道立特別支援学校スクールバス運行契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 特定役務の種類 陸上運送サービス

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

(1) 申請日現在において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号口の一般貸切旅客自動車運送事業の免許又は許可を現に受けている者であって、当該事業を引き続き2年以上営んでいること。

(2) 道路運送法第9条の2第1項に規定する旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣に届け出ていること。

(3) 当該スクールバスに関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

(4) 添乗員をコース内訳書に示す人数以上配置できること（北海道南幌養護学校 恵庭コース、恵庭コース・増便、恵庭・北広島コース、江別・豊幌コース）。

コース内訳書は省略し、6の場所に備え置いて縦覧に供する。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和3年3月5日（金）から同月11日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道教育庁空知教育局のホームページ（<http://www.dokyo.i.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/nyuusatunokokuji.htm>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目

(3) 電話番号 0126-20-0142

北海道教育庁空知教育局告示第19号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年3月5日

北海道教育庁空知教育局長 藤村 誠

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び調達予定数量

ア 北海道南幌養護学校スクールバス運行委託業務（恵庭コース）（1日当たりの単価）

イ 北海道南幌養護学校スクールバス運行委託業務（恵庭・増便コース）（1日当たりの単価）

ウ 北海道南幌養護学校スクールバス運行委託業務（恵庭・北広島コース）（1日当たりの単価）

エ 北海道南幌養護学校スクールバス運行委託業務（江別・豊幌コース）（1日当たりの単価）

オ 北海道南幌養護学校スクールバス運行委託業務（江別・大麻コース）（1日当たりの単価）

カ 北海道美唄養護学校スクールバス運行委託業務（岩見沢コース）（1日当たりの単価）

調達予定数量については、コース内訳書のとおりとする。

コース内訳書は省略し、3の場所に備え置いて縦覧に供する。

アからカまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間

ア 1の(1)のア及びエ 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

イ 1の(1)のイ、ウ、オ及びカ 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

なお、アの契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和3年北海道教育庁空知教育局告示第18号に規定する道立特別支援学校スクールバス運行契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 岩見沢市8条西5丁目 空知合同庁舎5階第2会議室（送付による場合は、郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時

ア 1の(1)のアからオまで 令和3年3月17日（水）午後2時30分

イ 1の(1)のカ 令和3年3月17日（水）午後1時30分

ア及びイについて、送付による場合は、令和3年3月16日（火）午後5時までに必着とする。

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁空知教育局のホームページ（<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/nyuusatunokokuji.htm>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

(1) 1の(1)のアからオまで

全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

(2) 1の(1)のカ

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

なお、入札書には積算内訳書を添付することとし、開札後、当該積算内訳書を審査し、国土交通大臣に届け出た運賃・料金をもとに積算された入札金額（単価）であることの確認を行う。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目

(3) 電話番号 0126-20-0142

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a The school bus services contract of Hokkaido Nanporo Special Needs School (Eniwa course)

b The school bus services contract of Hokkaido Nanporo Special Needs School (Eniwa・zoubin course)

c The school bus services contract of Hokkaido Nanporo Special Needs School (Eniwa・kitahiroshima course)

d The school bus services contract of Hokkaido Nanporo Special Needs School (Ebetsu・ooasa course)

e The school bus services contract of Hokkaido Nanporo Special Needs School (Ebetsu・toyohoro course)

f The school bus services contract of Hokkaido Bibai Special Needs School (Iwamizawa course)

B Bid tendering date and time :

a to e 2 : 30 P.M., March 17, 2021

f 1 : 30 P.M., March 17, 2021

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 16, 2021)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Sorachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido 068-8550 Japan

Phone : 0126-20-0142

北海道教育庁胆振教育局告示第15号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年3月5日

北海道教育庁胆振教育局長 山 上 和 弘

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア タブレット型端末 (iPad OS) 一式 1台分

イ タブレット型端末 (Windows OS) 一式 2台分

ウ タブレット型端末 (Chrome OS) 一式 2台分

アからウまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和3年3月31日(水)

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品に関し、標準仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明し

た者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年3月5日(金)から同月17日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時(最終日のみ午前11時)まで

イ 申請方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
北海道教育庁胆振教育局企画総務課総務係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁胆振教育局企画総務課総務係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階大会議室1(送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局企画総務課総務係)

(2) 入札日時 令和3年3月22日(月)午前10時(送付による場合は、同月19日(金)午後5時までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

令和2年1月24日付け北海道教育庁胆振教育局告示第4号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ(<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/index.htm>)において

ダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁胆振教育局企画総務課総務係
- (2) 所在地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
- (3) 電話番号 0143-24-9888

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Tablet Personal Computer (iPad OS) 1 set
- b Tablet Personal Computer (Windows OS) 2 sets
- c Tablet Personal Computer (Chrome OS) 2 sets

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 22, 2021

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 19, 2021)

C Contact : Office of General Affairs Section, Planning and General, Iburi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan
Phone : 0143-24-9888

北海道教育庁渡島教育局告示第32号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年3月5日

北海道教育庁渡島教育局長 谷垣 朗

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

渡島管内道立学校で使用する電力

- (1) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 19校 1,296kW

- (2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 19校 3,058,972kWh

2 落札を決定した日

令和3年2月4日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 北海道電力株式会社
- (2) 住所 札幌市中央区大通東1丁目2番地

4 落札金額

- (1) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 419.30円
- (2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 18.45円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和2年12月25日付け北海道教育庁渡島教育局告示第98号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁渡島教育局告示第33号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年3月5日

北海道教育庁渡島教育局長 谷垣 朗

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

- (1) 調達をする物品等の名称 渡島管内道立学校で使用する電力
- (2) 低圧電力の契約種別及び調達予定数量

ア 契約種別 従量電灯C

イ 予定数量

(ア) 契約電力（1kVA当たりの単価） 3箇所 42kVA

(イ) 使用電力量

- a 最初の120kWhまで（1kWh当たりの単価） 3箇所 4,290kWh
- b 120kWhを超え280kWh以下（1kWh当たりの単価） 3箇所 4,768kWh
- c 280kWhを超える分（1kWh当たりの単価） 3箇所 10,978kWh

2 落札を決定した日

令和3年2月12日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 株式会社SEウイングズ

- (2) 住 所 苫小牧市字弁天504番地4
- 4 落札金額
- (1) 契約電力（1kVA当たりの単価） 209円00銭
- (2) 使用電力量
- ア 最初の120kWhまで（1kWh当たりの単価） 22円55銭
- イ 120kWhを超え280kWh以下（1kWh当たりの単価） 22円77銭
- ウ 280kWhを超える分（1kWh当たりの単価） 22円99銭
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和3年1月5日付け北海道教育庁渡島教育局告示第2号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁上川教育局告示第29号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年3月5日

北海道教育庁上川教育局長 河野秀平

- 1 資格及び調達をする特定役務の種類
- 令和2年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第4号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。
- (1) 契 約 令和3年3月5日に一般競争入札の公告を行うスクールバス運行契約
- ア 北海道名寄産業高等学校スクールバス賃貸借契約
- イ 北海道鷹栖養護学校スクールバス運行委託業務契約
- ウ 北海道東川養護学校スクールバス運行委託業務契約
- エ 北海道東川養護学校増便スクールバス運行委託業務契約
- (2) 資 格 スクールバス運行契約に関する資格（以下「資格」という。）

- (3) 特定役務の種類 陸上運送サービス
- 2 資 格 要 件
- 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。
- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロ（一般貸切旅客自動車運送事業）の許可を現に受けている者であること。
- (2) 審査申請日以前過去2年間において、種類を同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であり、4に定める一般競争入札参加資格の審査申請日において契約期間中であるものについては、当該申請日の時点で契約不履行又は契約違反がない者であること。
- 3 資格要件の特例
- 平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。
- 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法
- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和3年3月5日（金）から同月12日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
- なお、北海道教育庁上川教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/chintai.htm>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
- 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。
- 6 資格に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号
- (3) 電 話 番 号 0166-46-5862

北海道教育庁上川教育局告示第30号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年3月5日

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び調達予定数量

- ア 北海道名寄産業高等学校スクールバス賃貸借（1日当たりの単価）
 - イ 北海道鷹栖養護学校スクールバス運行委託業務（1日当たりの単価）
 - ウ 北海道東川養護学校スクールバス運行委託業務（1日当たりの単価）
 - エ 北海道東川護学校増便スクールバス運行委託業務（1日当たりの単価）
- 調達予定数量については、スクールバス運行コース一覧のとおりとする。
スクールバス運行コース一覧は省略し、3の場所に備え置いて縦覧に供する。
アからエまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間

- ア 1の(1)のア 令和3年4月8日から令和4年3月24日まで
 - イ 1の(1)のイ及びウ 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
 - ウ 1の(1)のエ 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- なお、イの契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和3年北海道教育庁上川教育局告示第29号に規定するスクールバス運行契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 上川合同庁舎3階入札室
(送付による場合は、郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室)

(2) 入札日時

- ア 1の(1)のア 令和3年3月17日（水）午前11時
 - イ 1の(1)のイ 令和3年3月17日（水）午後1時15分
 - ウ 1の(1)のウ 令和3年3月17日（水）午後1時45分
 - エ 1の(1)のエ 令和3年3月17日（水）午後2時15分
- アからエまでについて、送付による場合は、同月16日（火）午後4時までに必着とする。

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁上川教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/chintai.htm>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号
- (3) 電話番号 0166-46-5862

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a The school bus rental contract of Hokkaido Nayoro Industry High School
- b The school bus operation contract of Hokkaido Takasu Special Needs School
- c The school bus operation contract of Hokkaido Higashikawa Special Needs School
- d The school bus operation contract of Hokkaido Higashikawa Special Needs School

B Bid tendering date and time :

- a 11 : 00 A.M., March 17, 2021
- b 1 : 15 P.M., March 17, 2021

c 1:45 P.M., March 17, 2021

d 2:15 P.M., March 17, 2021

(If mailed, bids must arrive no later than 4:00 P.M., March 16, 2021)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kamikawa District
Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1,
Asahikawa, Hokkaido 079-8612 Japan
Phone : 0166-46-5862

北海道教育庁オホーツク教育局告示第10号

令和3年北海道教育庁オホーツク教育局告示第3号（特定調達契約に係る資格に関する告示）の一部を次のように改正する。

令和3年3月5日

北海道教育庁オホーツク教育局長 伊賀治康

2の(3)の事項中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第34条第4項及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）による改正前の再エネ特措法第14条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。」を「資格審査の申請をする日の直前2年間に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。」に改める。

道選挙管理委員会公表

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づき、同法第12条第1項及び第17条第1項の規定による政治団体の収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び各支所に備え置いて一般の閲覧に供する。

令和3年3月5日

北海道選挙管理委員会委員長 石塚正寛